（届出事項）

第三十九条　［略］

２　［略］

３　法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　特定信託口口座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口口座特定事項」という。）を変更しようとする場合

［イ・ロ　略］

ハ　当該特定信託口口座の種類

ニ・ホ　［略］

四　その発行する特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を変更しようとする場合（前号に掲げる場合を除く。）

４　信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　その発行しようとする特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を記載した書類

四　［略］

別紙様式第７号（第38条第１項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）

［略］

［１．～７．　略］

８．特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の残高	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 （　年　月　日現在）	円 （　年　月　日現在）		

（記載上の注意）

［略］

９．特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第２条第９項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取得日	元本償還日	額面金額	時価
				円 （　年　月　日現在）

（届出事項）

第三十九条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

ハ・ニ　［同上］

［号を加える。］

４　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

別紙様式第７号（第38条第１項関係）

信　託　業　務　報　告　書

（記載上の注意）

［同左］

［１．～７．　同左］

８．特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 （　年　月　日現在）		

（記載上の注意）

［同左］

［加える。］